

●特集●

国民健康保険

康保険の保険証を使って診療を受けてしまうと、市で負担した医療費を返還しなければなりません。

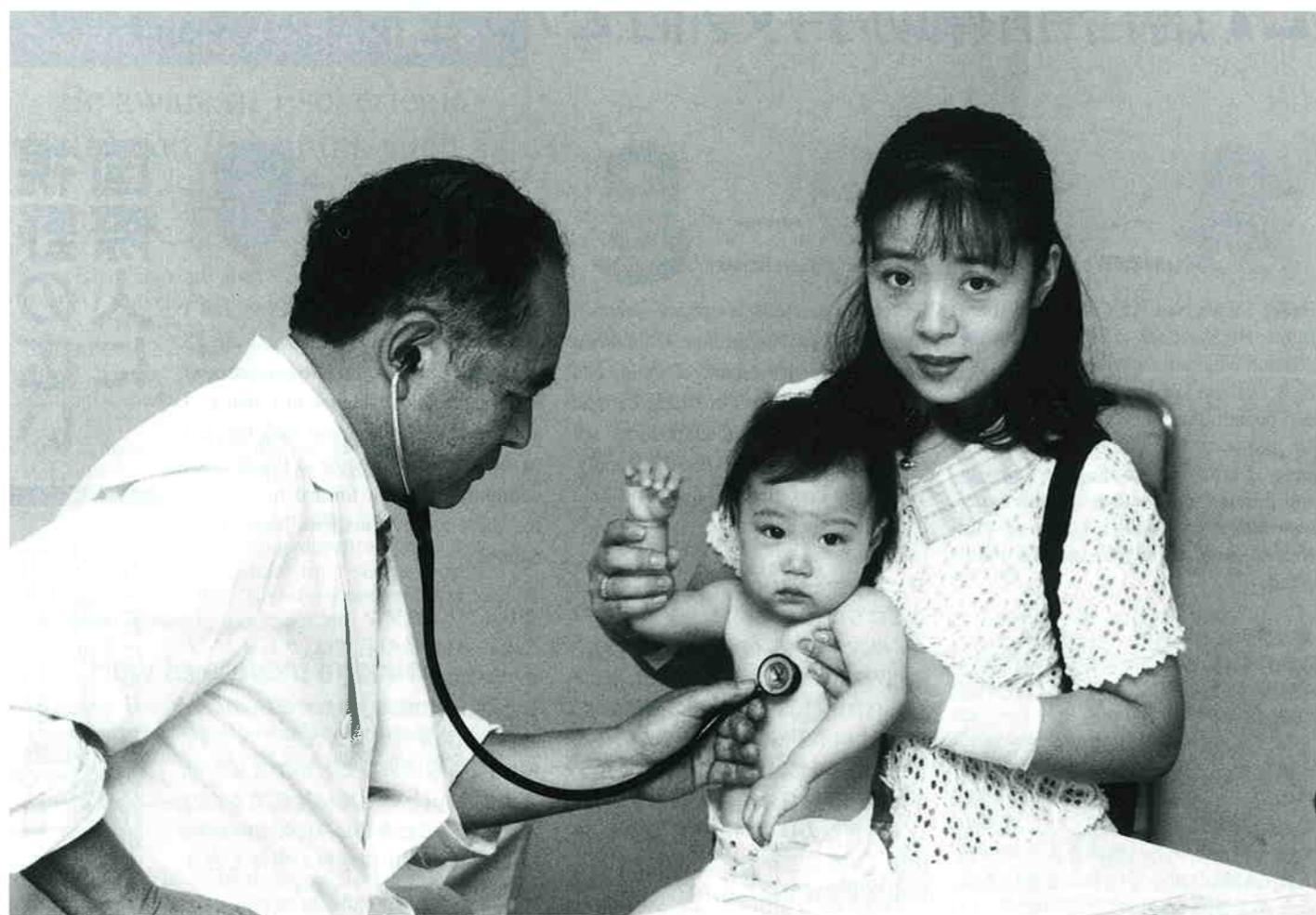
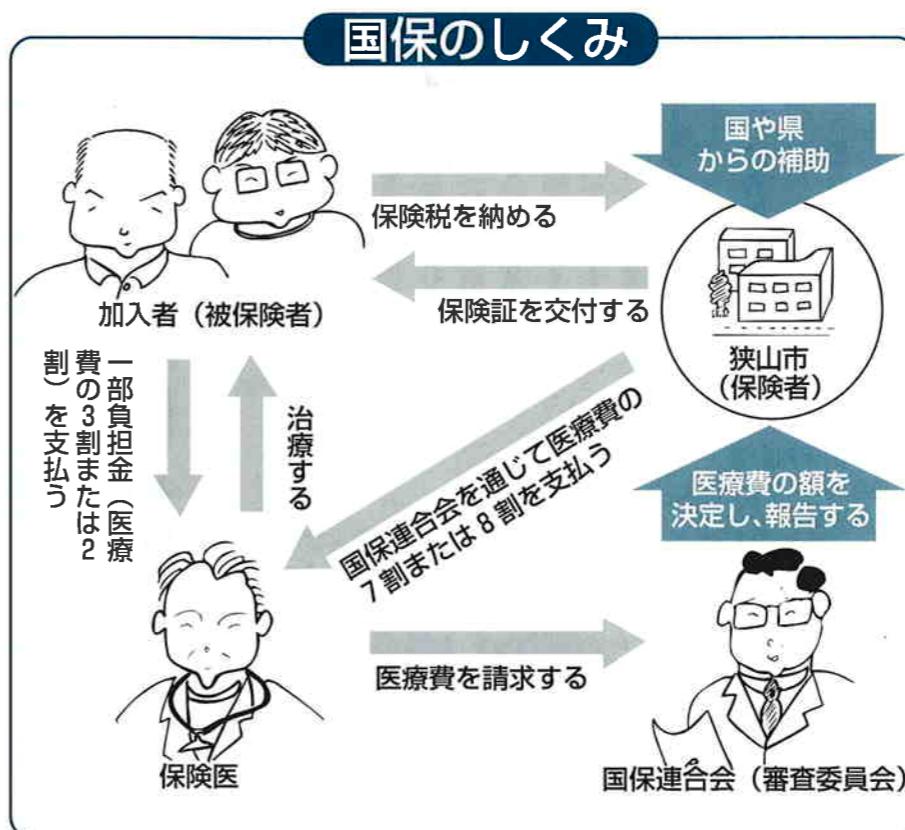
国民健康保険で受けられる給付

国保加入者が病院の窓口で保険証を提示すると、自己負担分として費用の3割(または2割)を自分で支払います。残りの7割(または8割)は国保が支払います。そのほか

保険税▼手続きが遅れた分だけ保険税が請求されます。

給付

にも、緊急の場合などで保険証を持たずやむをえず自分で全額を支払って治療を受けた場合の払戻しや出産育児一時金、葬祭費、高額療養費などのが給付が受けられます。



医療費を大切に

国保を支える保険税
このような保険給付の支払いには、加入者の皆さん納めている保険税が充てられています。保険税は医療費と大きくかかわっていますので、市では、前年に医療費がどれだけ使われたかによって、その年の医療費を予測し、保険税額を決めていきます。

国保に加入した場合、保険税は加入者の前年中の収入、固定資産税額、人數に応じて決められ、資格を取得した月の分から、その世帯主が納めことになります。決定された保険税額などが考えられます。しかし、このほかにも、一つの病気で何度も病院をかえたり、必要以上にお医者さん薬をねだることは、医療費の無駄遣いになるばかりでなく、自分の健康にも影響をおよぼしかねません。

加入者一人ひとりが心がけることに、よつて抑えられる医療費もあります。

問い合わせ
保険年金課国民健康保険係へ
内線150～152

保険税

することになるのです。医療費がそのまま増えづければ、国保財政は圧迫され、ひいては保険税の値上げが必要にもなります。自分の健康に関心を持つということは、自分のためだけでなく、すべての人のためにもあるといえるでしょう。自分の健康は自分で管理し、大切な医療費を効率的に使うようにしたいものです。

税は、納税通知書や口座振替などで年額を6回に分けて納めることになります。

◆擬制世帯主
世帯主自身は職場の健康保険に入っていて国保の加入者でない場合でも、納付義務は世帯主にあることがあります(これを「擬制世帯主」といいます)。この場合、擬制世帯主の収入、資産などは保険税の算定には含まれません。世帯主が変わった場合などは、早めに国民健康保険係に届け出してください。

◆高額療養費
同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が6万3千600円(住民税非課税世帯は3万5千400円)を超えた場合にその超過分が国民健康保険から支給されるのです。

高額療養費の支給該当者には「国民健康保険高額療養費支給申請について」という通知が郵送されます。通知が届いたら、印鑑通知、保険証、保険税納税通知書、預金通帳(郵便局は除く)を持って申請してください。ただし、この通知は病院からの医療費の請求内容が審査され、医療費の額が決定されてから郵送することになりますので、病院で診療を受けたから3ヶ月ほどかかります。

◆事故と国保
交通事故など第三者(加害者)が原因で疾病・負傷し、国保を使って診療を受ける、または相手のいない自損事故による負傷で診療を受けるときには、速やかに市役所の国保係までお届けください。いずれの場合にも市役所へ被害の届出書と事故証明の提出をしていただこうになります。相手のいる事故の場合、加害者が負担すべき金額を国保が一時立て替えて支払い、あとで市役所から加害者に請求します。

◆相手のいない自損事故の場合
自己負担額以外は国保の負担になりますが、事故の原因によつては保険証が使えないときがありますので必ず市役所に確認してください。

